

平成30年度 土庄町保育所保育料

階 層 区 分			土庄町保育料（月額） ※（ ）内は保育短時間認定における額													
			3歳未満児					3歳以上児								
国 階層	町 階層	現に扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか 同時在園で 年長者から何番目の子どもか（注1）	第1子	第2子		第3子以降			第1子	第2子		第3子以降				
				第1子	第2子	第1子	第2子	第3子 以降		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子 以降		
1	A	生活保護世帯	0					0								
2	B	市町村民税非課税世帯(均等割0)	9,000	0	0			6,000	0	0						
3	C1	所得割課税額 48,600円未満である世帯	19,500 (19,300)	9,750 (9,650)	0			16,500 (16,300)	8,250 (8,150)	0						
4	C2-1	所得割課税額 48,600円以上 57,700円未満	26,000 (25,500)	13,000 (12,750)	0			23,000 (22,600)	11,500 (11,300)	0						
	C2-2	所得割課税額 57,700円以上 58,000円未満	26,000 (25,500)	13,000 (12,750)	0			23,000 (22,600)	11,500 (11,300)	0						
	C3-1	所得割課税額 58,000円以上 77,101円未満	30,000 (29,400)	15,000 (14,700)	0			27,000 (26,500)	13,500 (13,250)	0						
	C3-2	所得割課税額 77,101円以上 97,000円未満														
5	C4	所得割課税額 97,000円以上 134,000円未満	35,000 (34,300)	17,500 (17,150)	0			32,000 (31,400)	16,000 (15,700)	0						
	C5	所得割課税額 134,000円以上 169,000円未満	40,000 (39,200)	20,000 (19,600)	0			37,000 (36,300)	18,500 (18,150)	0						
6	C6	所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満						40,000 (39,200)	20,000 (19,600)	0			40,000 (39,200)	20,000 (19,600)	10,000 (9,800)	0
7	C7	所得割課税額 301,000円以上 397,000円未満														
8	C8	所得割課税額 397,000円以上である世帯														

(注1) 「同時在園」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する子どもであって、認定こども園・幼稚園・認可保育所・地域型保育・特別支援学校幼稚部・情緒障害児短期治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子どものことです。

(注2) B・C1・C2-1・C2-2・C3-1階層に属している世帯のうち、母子家庭、父子家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額になります。

扶養している子どもにおいて年長者から何番目の子どもか	3歳未満児		3歳以上児	
	第1子	第2子	第1子	第2子
B階層	0	0	0	0
C1階層	9,000	0	6,000	0
C2-1	9,000	0	6,000	0
C2-2	9,000	0	6,000	0
C3-1	9,000	0	6,000	0

(注3) 市町村民税額を計算する場合には、寄付金税額控除・外国税額控除・配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除・配当控除・住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 保育料の年齢区分は、年度途中で誕生日を迎えても、その年度中は変わりません。

(注5) 保育料の切り替えは9月に行い、変更があった児童については園を通して通知します。

(注6) 0歳~2歳児の給食費は保育料に含まれますが、3歳児~5歳児の主食代(1食40円程度)及び諸経費(全年齢児童)は各保育所から別途徴収いたします。